令和6年杉並区教育委員会規則

規則番号	題名
9	杉並区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

杉並区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を 改正する規則を公布する。

令和6年4月10日

杉並区教育委員会

教育長 渋谷正宏

杉並区教育委員会規則第9号

杉並区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

杉並区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則(昭和44年杉並区教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第6号エの次に次のように加える。

オ 条例第8条の3(条例第13条の3において準用する場合を含む。)の規 定による講師の勤勉手当の支給

第2条第1項第7号中「非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」を「非常勤職員の報酬等に関する条例」に改め、同号ウの次に次のように加える。

エ 条例第6条の規定による勤勉手当の支給 附 則

この規則は、公布の日から施行する。